

第35回政策評価審議会（第37回政策評価制度部会と合同）

1 日 時 令和5年12月13日（水）13時30分から15時00分

2 場 所 合同庁舎第2号館省議室（Web会議併用）

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、伊藤由希子委員、亀井善太郎委員、
横田響子委員、大橋弘臨時委員

（総務省）

鈴木総務大臣、馬場総務副大臣、長谷川総務大臣政務官、堀江総務審議官、
菅原行政評価局長、原嶋大臣官房審議官、阿向大臣官房審議官、
渡邊総務課長、渡邊企画課長・政策評価課長、夏目政策評価課企画官、玉置評価監視官、
山本評価監視官、清水評価監視官、原屋調査官

4 議 題

- 1 政策評価制度の見直し後の取組等について
- 2 今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
- 3 最近実施した行政運営改善調査の結果について

5 資 料

- 資料1－1 政策評価・効果分析事例集～政策評価の機能発揮のためのガイドライン～
- 資料1－2 規制導入の政策評価に関する課題と対応案について
- 資料1－3 令和5年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
- 資料2 生活道路における交通安全対策に関する政策評価
- 資料3 行政運営改善調査結果概要（令和5年7月～9月）
- 参考資料1 規制の評価書様式上の見直しの論点
- 参考資料2 行政運営改善調査について

6 議事録

(岡会長) それでは、第35回政策評価審議会と第37回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、岩崎委員、前葉委員、田辺臨時委員が御欠席です。また、横田委員には、テレビ会議システムにより御出席いただいております。

また、本日は御多忙の中、鈴木総務大臣、馬場総務副大臣、長谷川総務大臣政務官にお越しいただいております。それでは、皆様から御挨拶を頂戴したいと思います。

まず、鈴木大臣、よろしくお願いいたします。

(鈴木大臣) よろしくお願いたします。総務大臣の鈴木淳司です。岡会長を始めとして、委員の皆様には御多用の中お集りを賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、我が国の行政を取り巻く課題は年々複雑さ、不確実さを増しており、こうした中、政府におきましては、政策の現状・効果を適切に把握し、状況に応じて柔軟に軌道修正することが求められております。政策評価は本来、そのために必要な仕組みではありますが、これまでは各府省に制度を定着させるため、統一性・網羅性を重視してきたこともありまして、ともすれば評価のための評価となっていたのではないかと指摘もございました。本政策評価審議会の答申を受けて、3月に改定しました政策評価の基本方針におきましては、こうした反省に立ち、各府省が政策の多様性を踏まえ、創意工夫しながら効果を検証して政策の見直しにつなげる、言わば政策改善のスタート地点としての評価を目指すものであります。このような政策評価を各府省に根づかせるためには、総務省として方針を示すだけでなく、政策の多様性を踏まえ、どのように目標や指標を設定し、効果を検証することが実用的・効果的か、できるだけ具体的で多くの事例を提供し、伴走型で支援することが必要となります。これまでも各府省との共同研究や、あるいは行政事業レビューを担当する内閣官房と連携した取組を進めてまいりましたが、引き続き強化をしてまいりたいと思います。また、岸田内閣はデジタル行財政改革の中で、EBPMやデータの見える化等によりまして、予算事業の政策効果の向上に取り組んでおります。目指すところは政策評価とも共通しておりまして、政策評価制度を所管する総務省としましても、こうした取組に協力して、政府全体の政策効果の向上に貢献してまいりたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、御支援のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

(岡会長) 大臣、ありがとうございました。

続きまして、馬場副大臣、よろしくお願いいたします。

(馬場副大臣) よろしく申し上げます。

委員の皆様方には各界の有識者として、政策評価の発展に向け、多大な御知見をいただいております。深く感謝を申し上げます。今般の政策評価制度の見直しにより、これまでの画一的・統一的な制度運用を改め、各府省の政策の特性に応じた評価を行うことが可能になりました。本日は各府省における具体的な事例を御紹介しますが、各府省においてもこうした見直しを变化のための好機として前向きに捉え、それぞれ工夫した取組を進めております。データ等を活用して政策効果の分析や確認を行いながら、より良い政策へと見直していく取組は、我が国の行政の質の向上に直接つながるだけでなく、各府省の職員、特に若手職員にとって、仕事に意義を見だし、前向きに挑戦する意欲を生み出していく効果もあるものと考えております。総務省としても各府省における政策評価の取組の継続的な改善を後押ししてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方にも引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(岡会長) 副大臣、ありがとうございました。

次に、長谷川政務官、よろしくお願いいたします。

(長谷川政務官) 行政評価を担当させていただいています政務官の長谷川です。岡会長始め、委員の皆様方には大変お世話になります。

本日の審議において、行政運営改善調査の中で、今ほど鈴木大臣、馬場副大臣からお話しさせていただきましたように、データに基づく検証、EBPMの実践事例として、生活道路における交通安全対策に関する政策評価について、御議論をいただきたいと思っております。生活道路の交通事故はなかなか減らない中、いかに効果的な交通安全対策を講ずるかが極めて重要な課題となっております。今回の行政運営改善調査では、オープンデータを活用しまして、事故発生箇所の実際の交通規制がどのようなであったかなど、実際の事例を検証いたしまして、併せて実地での調査を組み合わせ、事故減少に効果を上げている対策や効果的な実施方法を分析・整理するというものです。オープンデータを活用することによって、様々なことが可能になるという例として、御議論いただきたいと思っております。各府省の政策の効果を高めるためには、やはりEBPMの実践が更に必要となってまいります。本日の御議論を通じまして、更に御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(岡会長) 大臣政務官、ありがとうございました。

鈴木大臣、馬場副大臣、長谷川政務官はほかの御予定がございますので、これにて御退席

いただくこととなります。大臣、副大臣、政務官、誠にありがとうございました。

また、前回の政策評価審議会以降、総務省の幹部と事務局に人事異動がありました。新たな体制につきましては、お手元の出席者一覧のとおりですので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。最初の議題は政策評価制度の見直し後の取組等についてです。まず、事務局から一通り説明をいただき、その後、御審議をお願いできればと思います。

最初に、1点目の政策評価・効果分析事例集について、事務局からの説明をお願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) 政策評価課の渡邊です。よろしくお願いいたします。

資料1-1を御覧いただければと思います。まず、この事例集の位置付けと言いますか、趣旨について御説明をさせていただきます。4ページをお開きいただきたいと思います。政策評価制度につきまして、先ほども大臣からもございましたとおり、本年3月に基本方針を改定しております。これは昨年12月にこの政策評価審議会から頂いた答申を踏まえたものとなっております。これによりまして、「具体的には」のところですが、標準様式をやめるといった様式の自由化や、行政事業レビューや白書等の他の分析作業の成果を評価書に代替できるという重複作業の排除、あるいはEBPMの実践といったことを進めることといたしております。

そして、二つ目のポツにございますように、各行政機関では政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、政策評価から得られた情報を意思決定過程において活用することを推進するといったしました。この改定後の基本方針を踏まえて、初めて基本計画を策定する期間を試行的取組の期間と位置付けております。その間に各行政機関において創意工夫を行うことといたしました。

三つ目のポツにありますように、制度官庁である総務省も各行政機関の取組例を参考に得られた知見や方法を整理して共有するなど、各府省の取組の改善を促進するという役割を果たすこととしております。

5ページをお願いいたします。これらを踏まえてまとめたものが本資料でして、取りまとめに当たりましては、効果検証ワーキング・グループの先生方にも御協力をいただきました。

この資料ですが、第1部、第2部と二つから構成をしております。第1部は今年度試行的な取組として作成した政策評価書を材料に、幅広いバリエーションがあることを示すとともに、工夫して取り組んだポイントを整理して、各府省に参考材料として提供するもので

す。

第2部は、政策評価制度の見直しと並行して行政事業レビューの見直し、レビューシートの見直しも行われておりますが、実際に見直しが行われたレビューシートの実例を、内閣官房の行革事務局と私ども行政評価局とで観察をいたしまして、目標・指標の設定に工夫が見られたものを、後ほど御説明いたしますアクティビティの特徴に応じた実践集として整理したものです。行政事業レビューを材料にしておりますが、政策評価においても適切な目標・指標の設定に、参考として活用いただきたいという趣旨で付けているものです。

ここで整理しておりますのは目標・指標の設定のヒントとして、次の段階である効果検証のやり方について整理をしているものではありません。この5ページの末尾に書かせていただいたように、政策効果を明らかにするために有用な手法については、効果検証ワーキング・グループの先生方の御知見も借りながら、年度末までに整理してまいりたいと考えております。各府省に対しては、本日の御議論も踏まえまして、この資料を早めに提供して、今申し上げた効果検証の手法に関する材料は、年度末までにお示ししたいと考えております。

7ページ以降が第1部になります。9ページ以降で具体的な事例を紹介しておりまして、今回、五つほど取り上げておりますが、時間の関係もございますので、具体的な事例の一つとして、12ページ以降の警察庁の事例を紹介させていただきます。この五つの事例、いずれも同じ構成ですが、最初のページで取組のポイントを整理いたしまして、次のページで評価書の実物も示しながら解説する形にしております。12ページにございますように、警察庁は本年から独自の様式に移行しておりまして、評価書の作成過程で政策の課題を見つけることを重視して、課題に対する取組の方向性も明確にすることにより、課題と取組をセットで議論できるような様式にしております。

実際の例を13ページで御覧いただきますと、右上に目標とする業績指標を整理いたしまして、下半分で、左側にこれまでの取組と、そこから得られた課題を真ん中に置きまして、それに対する今後の取組の重点を右に整理するという形にして、一連の流れをセットで議論しやすい形にさせていただいております。

また、次の14ページに、この13ページで示したこれまでの取組と課題の細かいバックデータを掲載するとともに、左下に、当初想定されなかった、政策に影響したであろう外部要素についても明記することで、政策効果の的確な認識、議論が可能となるように工夫しております。

このほか公正取引委員会、それから総務省、法務省、経済産業省の例もお示ししております。

すが、説明は割愛をさせていただきます。

25ページ以降が第2部、政策効果の測定のポイントになります。まず28ページを御覧いただければと思いますが、本資料の活用手順をここに示しております。まず、この左側の①の「本資料の基本的な考え方の理解」という部分です。この資料の作成意図や、これまでの取組から得られた総論的な知見の解説部分に目を通していただきまして、その上で担当する事業に含まれるアクティビティを整理した②の各論を参照いただきたいと思いますと考えております。

30ページ以降がその基本的な考え方になりますが、31ページでまず我々がアクティビティに着目する理由、整理の方法を示しまして、32ページで、資料を読む人にイメージしてもらいやすいように、アクティビティからアウトカムまでの流れや指標を、仮想の事例を用いて示しております。

33ページに今回整理したアクティビティの全体像をお示ししております。介入手段として、情報、ヒト、モノといったものから、どのようなアクティビティを考えられるかという形で整理をしております。今回、各論で取り上げておりますのは星印のついているもので、全部で10のアクティビティになります。まだ現時点の整理ですので、整理のついていないものは今後、追加をしていきたいと考えております。

34ページはこの各アクティビティに共通の観点ということで、介入対象やフェーズ、実施主体の違いによって、効果の測定方法や発現経路、データの取得方法などが異なるといった留意すべき点を整理しております。

35ページからは実際に事業を考える際のステップをお示ししております。ステップ1で目的、現状、課題の整理をいたしまして、ステップ2で現状、課題から目的までの効果発現経路を整理し、ステップ3で効果を確認し、評価・改善を行うという、この3段階で整理をしております。この中でもステップ1が適切に行われないと、次のステップ2以降の段階に円滑に進めないということを右側で強調させていただいております。

また、36ページではステップ2の効果発現経路を整理する際に、アクティビティからアウトカムまでの間のつながりや、指標の設定理由をきちんと明確にすることが議論の助けになるということを示しまして、その具体例として37ページに国土交通省の事業の例を示させていただきます。

38ページで出入国管理の業務の例を用いまして、目的や指標を考える際に一つに限って考えるのではなくて、複数の観点で柔軟に考えることも重要であるということをお示ししております。

ここまでが基本的な考え方になりまして、次の39ページ以降が各論となりますが、各論自体は50ページにもわたりますので、各項目どのような構成になっているかについて説明をさせていただきます。3段構成になっておりまして、まず40ページの広報・普及啓発の例で申し上げると、最初のページで、考え方としてアクティビティの特徴やそれを踏まえた効果測定のポイントを解説しております。

これを踏まえて、次の41ページになりますが、アクティビティからアウトカムまでの効果発現経路や、測定のポイントなどのイメージを図としてここで整理させていただいております。

さらに、次のページ以降に実際のレビューシートの例を用いまして、ポイントとなる点をオレンジの枠で囲んで解説をつけるという形にしております。九つのアクティビティについても基本的に同様の形で整理をしております。このガイドラインについては、委員の皆様のお意見もいただきながら、事例やヒントも絶えず付け加えていって、バージョンアップしていきたいと考えております。

資料1-1については以上です。

(夏目企画官) 続きまして、資料1-2について説明させていただきます。

資料の説明に入らせていただく前に、まず規制とは何かということなのですが、国民に権利制限・義務賦課を強いることになる作用と定義付けられております。この規制の評価につきましては、先行していた公共事業評価等を参考にしながら、平成30年度から本格運用が開始されておまして、総務省の点検結果の実績が5年間分、蓄積されてきました。この間、規制評価ワーキング・グループメンバーの皆様や各府省からは、何の目的、説明のためにどこに力点を置いて評価書を作成しているのか分からないといった声や、予算投入の正当性を国民全体に説明する公共事業評価等と、特定個々の対象者に負担の説明をする規制評価とでは効果・費用に関する分析の観点、手法が異なるのではないかとといった声などが多数寄せられてきました。

また、国会との関係におきましては、国民負担である遵守費用の定量化を進めること、OECDの規制評価に関する世界ランキングで最下位となっていることについて問われております。

今般、以上の状況を踏まえまして、総合的、全体的に規制評価の在り方の見直しを行うこととしまして、規制評価ワーキング・グループのメンバーの皆様である森田先生、田辺先生、岸本先生の皆様と議論を重ねてきておりますので、その状況について御報告させていただきます。

く次第です。

見直しに当たりましては、昨年の政策評価審議会答申及び今年3月の基本方針改定に書いてありますとおり、政策評価の立案過程から切り離された作業とはしない、評価関連作業から得られた情報を意思決定過程に活用する、といったことを追い風に、ゼロベースで議論をしております。

それでは、まず参考資料1、縦紙の赤いコメントの吹き出しが書いてある資料ですが、こちらについて、現状の評価書様式の具体的な課題、問題点を御紹介させていただきたいと思っております。

まず1ページ目なのですが、こちらが各府省に示しております事前評価書のフォーマットと様式となります。見ていただきますと分かるとおり、説明の冒頭がベースラインの設定の話から始まっておりまして、これですと、資料を作る各府省としても、読む側の国民としても、何を説明するための資料なのかというのが分からない状態となっております。本来であれば、なぜ規制が必要になっているのか、この規制がどのように有効にワークするのか、いろいろな手段が多々ある中でなぜこの規制を採用することが妥当なのか、といったような当たり前の説明を簡潔にすることが重要ではないかと考えております。

1枚めくっていただきまして、通し番号の2ページ目になります。「直接的な費用の把握」という箇所なのですが、国民負担である遵守費用であれば幾つかパターンが決まっているわけですが、一律抽象的に定量化を求めていますので、作業する側からすれば何についてどこまで数値化、定量化すればいいのかが分からない形となっております。また、定量化できなかった場合の理由や、事後評価段階に向けてどのような数値を拾っていったら、どのように定量化していくのかといった計画・工程も示すことにはなっておりませんので、事前評価の段階で分からなかったらそのまま放置してしまうという状況が散見されております。

2枚めくっていただきまして、通し番号の6ページ目です。「費用と効果の関係」という箇所ですが、一番下の赤枠にも書いてありますとおり、「便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当」と例示してあるのですが、各府省において、B/C分析が1以上でないとは採用できないのではないのかという誤解をしている場合が多数ありまして、その結果としまして、本来、効果とは関係ないBを無理やり拾ってきて1以上になるような作業のための作業をしている状況もありますので、こちらを何とかして見直したいと考えております。

1枚めくっていただきまして、通し番号の8ページ目になります。こちらについては、事

前評価のコンサル段階、途中段階についてどのように評価書を活用したかという項目なのですが、事前評価書をどこで活用したかという情報自体は余り意味がなくて、むしろ重要なのは、数多いステークホルダー、利害関係者を始めとした国民にきちんと意見表明の場を、機会を設けているかどうかということと、その際の主な論点をあらかじめ「見える化」することによって規制導入に向けた社会全体のコンセンサスを醸成していくことではないかと考えております。こちらのルールが現状ですと整備されていないこともありまして、先ほど少し触れましたOECDの国際ランキングにおいて日本が最下位となっている一因ともなっております。

1枚めくっていただきまして、最後なのですが、こちらが今度は事後評価書の様式、フォーマットとなります。項目だけさらっと俯瞰してもらうだけでもお分かりになれるかと思うのですが、基本的には事前評価段階で推計して数値化した数値を事後評価の段階で実績値でもって差分分析をすることになっているのですが、その差分分析についてしか検証することになっておりません。本来であれば、課題の解消・予防がどの程度進んでいるのか、事前評価の段階では定量化できなかったものをどのように実績値を基に定量化したのか、事前評価時に対応できなかった指摘事項、国会審議やパブリックコメント、総務省の点検結果などがありますが、そちらについてどのように対応したかといったことを記載すべきではないかと考えております。

続きまして、資料1-2のほうで今後の見直しの方向性について御説明させていただきたいと思っております。

まず1-(1)なのですが、本来、規制評価のあるべき姿とはどのようなものなのかということをお先生の皆様方と一緒に整理しております。やはり規制というものは特定の規制対象者に権利制限・義務賦課を強いることとなりますから、規制導入による課題の解消・予防の程度と規制対象者が負うことになる負担の程度を明らかにすることがまず重要ではないかと考えております。このため政策評価においては、これらを公正・客観的なデータで、定性的なものも含むのですが、比較考量できるような状態であらかじめ社会に示すことによって社会的コンセンサスの醸成を図っていくことが重要ではないかと考えております。

では、この場合の事前評価と事後評価の役割分担はどうあるべきかということなのですが、1-(2)に書かせていただきましたとおり、事前評価の役割に関し、①としまして、規制がなぜ必要なのか、この規制がどのように有効にワークするのか、この規制がほかの手段と比べてなぜ妥当なのかということをおまず説明すべきではないかと考えております。②

としまして、具体の規制対象者がどのような範囲の人なのか、そして、その負担の程度はどの程度なのかを明らかにすることが必要だと思っております。③としまして、規制対象者との調整状況を明らかにするという、この3点が非常に重要だと考えております。

一方で、事後評価書の役割の方なのですが、こちらにつきましては、今、御説明させていただきました①②の実績はどうなっているかをまず紹介した上で、事前評価時に各方面から指摘された事項についてどのように対応したのか、していないのかを明らかにすることが重要だと考えております。しかしながら、次ページ以降で説明させていただきますとおり、幾つかの課題が発生しておりますので、規制評価のガイドラインを改正して来年の秋めで適用したいと考えております。

1枚めくっていただきまして、主な課題と対応策についてです。四つ課題を挙げさせていただきます。まず一つ目として、事前評価書の様式につきましてはB/C分析とベースライン設定に偏重しております、規制導入の正当性がロジカルに説明される構成とはなっておりませんので、こちらをしっかりと見直したいと考えております。

二つ目としまして、今度は事後評価書の様式なのですが、こちらにつきましては事前評価時の推計値とその後の実績値の差分分析に偏重しておりますので、規制継続等の正当性がロジカルに説明できる構成に、立てつけを直したいと考えております。

三つ目としまして、課題の解消・予防が効果として設定されておらず、また国民負担である遵守費用も定量化されておられませんので、こちらを比較考量した上で規制導入の正当性の判断を適切に行えるようにしたいと考えております。2③の※にも少し書かせていただきましたが、事前評価段階の推計値では定量化は困難であるなどを理由に、実際には数値が未記載となっているケースが多い状態です。また、実績値が把握可能となった事後評価の段階においても、そのまま放置しているケースが多い状態となっております。

これらについての対応なのですが、3ページ目になります。矢印で三つほど挙げさせていただきます。まずは課題の解消・予防の程度と遵守費用の程度とを比較考量の上、規制導入の正当性を検討することが重要であるということをガイドラインの中で明確に書いていきたいと思っております。

二つ目としまして、その上でということなのですが、事前評価の段階で定量化できなかった場合には、事後評価までにどのような指標についてどのような実績値を把握して定量化していくのかの工程を事前評価書に記載しておいて、その結果を事後評価書に記載するよう明示したいと考えております。

三つ目としまして、総務省と協同して定量化の方法・程度を検討するための仕組み、いわゆる伴走型の仕組みを創設したいと考えております。また、現在は行っていないのですが、毎年度一定の時期に定期的に評価書作成に関する説明会を各府省向けに展開したいと考えております。

最後、四つ目の課題ですが、利害関係者等との調整状況や各方面からの指摘事項への対応状況が記載されていない状態です。こちらについては、この関係のルールがないがために、先ほど申し上げたとおり、OECDのランキングも低くなっていることもありますので、それを念頭に何かしらルールメイキングの在り方を考えていきたいと思っております。特に、利害関係者からの意見聴取や国民からの意見募集というものはまさに規制を導入するか継続するかを判断するための材料であり、自分たちが行っていることを検証、見直すための材料であり、評価作業で得られた新たな情報であると考えております。こちらを強く念頭に置きまして、評価書のほうで明確に対応策を書きいただきたいと思いますと考えております。

事務局からは以上なのですが、規制評価ワーキング・グループのメンバーでございます大阪大学の岸本専門委員からコメントを頂戴しておりますので、代読させていただきます。

『国民に権利制限・義務賦課を強いることになる規制導入の場合、まずは課題の解消・予防の程度と特定個々の規制対象者が負うことになる負担の程度を比較考量した上で、規制導入の正当性を検討していくこととなります。もちろん最終的には規制導入によるその他の間接的な影響や行政費用なども含めて、総合的に当該正当性を判断することとなります。規制の導入は社会全体の便益のために、特定個々の規制対象者が負担を負う場合もありますので、単純な比較考量のみで結論が出るものではなく、社会的コンセンサスを獲得するためには様々な要素を考慮する必要があります。この点、社会全体の便益と社会全体の費用である予算とをB/Cして1以上となることで、予算投入の正当性を説明する公共事業等とは異なることに注意が必要です。しかしながら、これまでは公共事業評価等でのB/C分析を理想とし、規制の場合はその難易度の高さゆえに、結果的に何もできない場合が多くなっており、課題の解消・予防の程度や国民の負担である遵守費用の程度をしっかりと定量化した上で、両者を比較考量し、社会的コンセンサスを醸成していくといった規制評価ならではの視点、取組に欠けていた部分がありました。また、事後評価において、具体的、定量的な記述が少ないために、当該規制の影響が想定どおりであったのかどうかの判断が客観的にできず、その本来の役割、位置付けも不明確でした。各府省としても何のために政策評価を行っているのかを分からずに、作業のための作業を行っていたというのが実態ではなかったか

と危惧しております。今後は新たなガイドライン等に基づいた各府省の取組を総務省が伴走的に支援していくことを通して、規制導入の検討に有意義な評価活動が行われることを期待しております。また、これらの取組が結果としてOECDランキング問題の解消にもつながるものと期待しております。』

以上です。

(渡邊企画課長・政策評価課長) それでは、続けて資料1－3の租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について、簡単に御報告をさせていただきます。

これは例年11月頃に公表しているものでして、まず5ページを御覧いただければと思いますが、ここにありますように、各行政機関が毎年予算編成と併せて、税制改正の要望を行っておりますが、その際に、租特のうち、法人税関係の要望を行う際には事前に政策評価を行うことが法令で義務付けられております。行政評価局のほうで各行政機関が行った租特の政策評価について、評価書において必要としている措置の必要性や効果などが十分に説明されているかどうかを点検しております。

1ページに戻っていただきまして、この冒頭にありますように、今年度は全体で36件を対象に点検を行っております。右下のチャートにもございますような八つの項目について点検を実施しておりますが、達成目標や租特により何を実現したいかといった、措置による効果について具体性を欠いているもの、分析説明が不十分なものなどが一定数見られました。行政評価局のほうでこうした点検結果を取りまとめまして、各府省に通知を行うとともに税制当局にも提供いたしまして、税制改正の検討に活用していただくこととしておりまして、今年11月10日に通知・公表を行っておりますことを報告させていただきます。

まとめて議題1について、事務局からの御説明は以上です。よろしく願いいたします。

(岡会長) ありがとうございます。

大きく分けて、3点について今、御説明をいただきました。ただいまの説明についての御意見、御質問などがございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 資料1－2に関して、1点質問です。

規制導入の政策評価に関する部分なのですが、これは規制の緩和や、規制の撤廃も同様に考えてよろしいのかという質問です。なぜかと申しますと、確かに規制の導入がとりわけ対象者に権利・義務を強いるということももちろんなのですが、例えば医療者のタスクシフトやタスクシェアのように、何か規制を緩和することで、別の外部の対象者に何らかの義務が

かかるという場合もあって、これは必ずしも評価すべきは規制の導入の場合だけではないと考えられるのですが、そのような理解でよろしいかということが質問です。

関連してなのですが、私、規制改革ワーキング・グループのほうにもおりまして、そのときに様々な規制緩和案件の要望などを見ているのですが、例えば一つの大きな 이슈の規制の導入や緩和があると、その案件でもう会議がストップしてしまって、ほかにもたくさんウェイトングリストに載っているような案件があるにもかかわらず、スムーズに流れないということがあります。ですので、そもそも規制の導入もしくは規制の緩和でも構わないのですが、そういったことを導入するスピードそのものも評価できないかと。やはりそれが遅いのも早いのも問題だと思いますので、そういった点も評価に加えられるのかということについて質問です。

以上です。

(岡会長) 事務局、お願いします。

(夏目企画官) お答えさせていただきます。

1点目についてなのですが、規制評価は今回、御説明させていただきました新設・拡充の場合と、緩和・廃止の場合と二つございます。ただ、規制というのは国民の権利制限・義務賦課を伴うものですので、従来は規制の導入、新設・拡充の場合に力点が置かれておりました。今回のペーパーもそちらに力点を置いて書いております。一方で、規制緩和・廃止についてなのですが、従前からガイドラインの対象にはなっていたのですが、これまで余り議論になっておりませんでした。ただし、我々としても、今後は規制緩和・廃止の在り方についてもっと足をシフトしていくというか、力点を置いて研究を積み重ねていかなければならない状態になってくるものだと考えております。

2点目について、スピードについて評価できないかという点なのですが、先生のおっしゃられるとおり、なかなか議論がまとまらずに結果的に時間がかかるということが多いかと思っております。それにつきましては、我々ももっと迅速にやるべきだということで、いかに迅速・簡潔に分かりやすく評価書を書いていくかという指導は今後も続けたいと思っておりますが、一方で、いわゆる評価が決定される前にきちんと各ステークホルダーの意見を聞きながら論点を整理したかという点も重要ですので、そのバランスを考えながら運用の面で対応させていただければと思っております。

以上です。

(伊藤委員) ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。

亀井委員、どうぞ。

(亀井委員) 御説明ありがとうございました。

まず資料1-1と資料1-2について、それぞれ申し上げたいと思います。資料1-1につきましても、ワーキング・グループのほうでもいろいろ御議論させていただきましたが、そういった意見を迅速に反映いただいて、大変良いものができたのではないかと思います。ですので、これは先ほど渡邊課長からも御説明がありましたが、政府全体でとにかく早く共用していく。それこそアジャイルに進めていくというのは是非実施していただきたいと思っています。その上で、今後の方向性についてなのですが、一つは、今カバーできていない部分を広げていくという考え方もあると思いますし、もう一方では次のステップもしっかり考えていく必要があると思っています。

と申しますのは、今いろいろな府省で、私も皆さんと一緒に伴走支援に関わらせていただいているのですが、ある種のもともと防御的コミュニケーションを本能的に持っているがゆえに、過剰にデータを集める人たちが結構ここに来て出てきます。何かKPIが山のようにあって、これは手かせ足かせのようにはめたいのだという人たちが出てきているのも事実でありまして、データコレクションの在り方をしっかり考えていく必要があると思っています。何のためにデータを集めるのかといえば、次なる意思決定のために集めるのだと。より精度の高い意思決定のために集めるのだということが、これまでこの政策評価審議会で御議論いただいた政策評価の在り方、あるいは政策立案に向けた評価の在り方の基本だと思っています。ですので、何かやみくもに資源を使ってデータを集めるというのは愚の骨頂でありますので、こういった部分への厳しい戒めも含めて、そうではないということをきちんと教えてあげる必要もあると思います。行政評価局におきましては、データコレクションに関するいろいろな積み上げも来ていますし、このぐらいでいいということもある種ガイドとして示すことも非常に大切になってくると思いますので、次のステップとして、そこも考えていかれたらいかがかではないかと思いました。

2点目の規制についてなのですが、先ほど御説明があったところ、これまでも検討されてきたワーキング・グループの先生方に心から敬意を表したいと思います。また岸本先生からも御指摘、先ほどペーパーを読み上げていただきましたが、これも全くそのとおりだと思います。基本はほかの政策と同じで、やはり政策効果発現の経路をしっかりと考えるという点をしっかりと詰めていくことだと思いますし、もう一方で、何か規制が非常に特別なのかとい

えばそうではないような気はするのですが、規制はトレードオフの発生する可能性が非常に高い。副作用が発生する可能性が非常に高いので、そこに対して政策立案部局が自覚的であるのか、あるいはそれに対してどういったトレードオフを小さくする工夫をしているのかといったプロセスをしっかりと入れていただくことが非常に重要なのではないかと思います。そしてまた、これも岸本先生がおっしゃったとおりなのですが、政策に伴うトレードオフを費用やコストといったような金銭面だけを見ていくというのは、現代社会においては非常に難しいと思っています。それは、そこしか見ないのでは不十分という意味です。例えば自由を制限するといったことは、これからまさに起きてくる話だと思いますので、そういった中で何が制限されているのか、定量的にできないものも含めて、積極的にリストアップしていくということを現場に仕向けるという形で、是非御議論を進めていただければと思います。

以上です。

(岡会長) 亀井委員、ありがとうございました。

今の御意見、事務局から何かコメントがあれば、お願いします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) ありがとうございます。

まず、資料1-1については、まさしく次のステップとして、その辺り、今御指摘いただいた点は整理してまいりたいと考えておりますので、引き続きワーキング・グループの先生方にも御知見をお借りいただければと思っております。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

(夏目企画官) 先生に頂いたコメント、資料1-2の関係なのですが、まさに先生のおっしゃられるとおりで、規制評価ならではの視点もございますし、ほかの公共事業評価と同じようにロジカルに説明するという点では一緒でありますので、そちらをしっかりと指導していきたいと考えております。また、金銭面からしか見ないというのはよろしくなくて、むしろ定性的なものも含めて、どのようなものが負担として生じるのか、制限として生じるのかという部分を明らかにしていくことが非常に重要だと我々も考えておりますので、各府省と一緒に協力しながら、こちらもしっかりと書けるようにしていきたいと考えております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

大橋委員、どうぞ。

(大橋臨時委員) どうもありがとうございます。

それぞれについて、コメントします。まず資料1-1は128の事業の試行的なレビューシートからアクティビティ面をまとめておりますが、ある意味、アクティビティ面というのは、見える部分ですよね。皆さんが入り口として入りやすい部分からまとめてみたということで、これ自体、初めてやらなくてはいけないという、仕事を与えられた人にとって非常に参考になるものなのだろうと思っています。他方で、これを一つ一つ、まず出して行って、声を拾っていくということは相当重要だと思うのですが、それをどんどん反映すると、一つ一つのアクティビティが大量の枚数になっていくのだろうという感じがします。例えば、研究開発のページを見ていましたが、今の研究開発は非常にリニア型の研究開発になっていて、恐らく原課のほうは記載されている内容だけでは済まないような対応を本来行っていかないといけないのだろうと思うのですね。そういう意味でいうと、このガイドラインの出口をどのようにしていくのかというのは一つ、これをずっと蓄積して厚くしていく方向に行くのか、あるいは入り口としてこういうものを見せながら、それを束ねた本質的なガイドという形につなげていくのか、どのような形に持っていくのかというのが恐らく、幾つか方向性はあると思いましたが、まず今の段階で皆さんに出して行って、声を拾っていくというのは非常に意味のある作業だと思っています。方向性として相当すばらしいものですので、まず取りまとめていただいたということは非常に評価しています。

2点目は規制の事前評価です。これは抜本的に見直していただいたという御説明だと思います。ある意味、事後的な評価をしながら、事前の評価を振り返ってみるというアプローチになっていて、そういう意味で、この資料1-1で検討していただいた考え方をまさに規制の事前評価に反映していただいたのかという認識でいます。是非この方向で進めていただければと思っています。

資料1-3の租特についてですが、これもまた入り口に立ったという感じなのかと思っ
ていまして、恐らく、毎年何か案件が出てきて、取りあえず税制当局に点検の結果を伝える
ということで、ルーチンで毎回毎回実施していくということだと思うのですが、他方で、例
えば達成目標がない、あるいは措置がどのように達成につながっているのか分からないな
ど、恐らく毎回、毎回そういう案件ばかりではないかと思っているのですね。そうすると、
もう少し抜本的に考え方を伝えたほうが、恐らくお互いのためになるという、もう個別に行
くのではなくて、少しシステムとしてやっていく。そういう意味でいうと資料1-1、資料

1－2に通じる話になると思うのですが、この資料1－3もある意味、同じ考え方を取るということのは相当程度できるのではないかと思いました。

以上です。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

何かコメントございますか。

(渡邊企画課長・政策評価課長) ありがとうございます。

まず、資料1－1については、入り口としてはまずこういう形で整理をさせていただいて、各府省の反応も今後見ていきたいと思っておりますが、先ほど亀井先生からも御指摘がありました、まずカバーできていない部分をどのように増やしていくかという方向性が一つあると思いますし、これを見た各府省の声を拾って行って、まだこういう部分で困っている、悩んでいるといった声が出てくれば、それを拾ってその部分をブラッシュアップしていくということも考えられると思いますが、それを実施した結果、だんだん複雑になって行って、精緻化して行って、各府省がまた取っつきにくくなっても困りますので、そこは分かりやすさとのバランスをどのように取っていくかは引き続き考えてまいりたいと思っております。

資料1－3についてもおっしゃるとおりでありまして、継続して延長・拡充の要望が3年、5年ごとに出てくるような租特については、我々の指摘を踏まえて回を追うごとにこの評価書の中身がレベルアップしてきているのですが、目標や先ほどの効果の部分などが、やはり全体の書きぶりからすると少しへこんでおりますので、こういった部分をどのようにレベルアップしていくかというのは、今、全体の政策評価制度を見直しておりますので、そういう中でどのように考えていくかということは我々の中でも今、宿題として考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

(夏目企画官) 資料1－2についてです。先生、温かいコメントありがとうございます。

まさに今回の取組は抜本的な見直しですが、昨年末の政策評価審議会の答申と今年3月の基本方針の改定の哲学を踏まえまして実施しているものでして、実は各府省にも全省ヒアリングをかけておりますが、これらは昨年末と今年3月の取組の延長線で実施しているということを説明しますと、各府省も非常に前向きに取り組んでいきたいというコメントが多々寄せられておりますので、しっかりと改定作業をしていきたいと考えております。

(岡会長) よろしいですか。

どうぞ、横田委員、お願いします。

(横田委員) ありがとうございます。

私からは資料1-1に関してコメントと質問が1点ずつございます。

まず、亀井先生もおっしゃっていましたが、このガイドラインをもう早々に皆さんに共有していただいてバージョンアップしていくというアジャイル型の進め方は、非常に良いと考えております。また、ずっとこの1年、ユーザーにとって使いやすいものを発信していくということも議論のキーワードとして上がっておりましたが、各府省の方々にとっての考え方の構造に照らし合わせてガイドラインを組んでいるという点も非常に良いと思って評価しております。ありがとうございます。

その上で質問になります。今回、29ページ目でアクティビティを10に分けて発出している点、非常に分かりやすいのですが、これは例えば各レビューシートに、自分たちのレビューシートを作成するときなり政策評価のときに、このシートはアクティビティの1と5と6が当たるのだといった、何かひもづけというものはそもそもされているのかどうかをお伺いしたいと思います。その心は、今後システム化していくというときにもガイドラインが充実していることが重要ですが、各府省がこの候補をほかの案件だとどのようなもので評価しているのかと、システムの同様の事業を見ていくという行動様式も出てくるのではないかと考えていて、検索なのか、こういう項目を、府省を超え、事業を超え、活用していただくように、今何か考えられているのかをお伺いいたします。お願いいたします。

(岡会長) お願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) ありがとうございます。

まず、早々に共有というのは先ほど亀井先生からも御指摘ありましたように、私どものほうでも早く各府省に提供したいと思っております。

それから、アクティビティの部分ですが、これはレビューシートの中で何か、例えばこれが広報・普及啓発の類型という形でひもづけられているわけでは必ずしもございませんが、横串で見るとというのは、今レビューシステムのほうでも見直しがなされておまして、そういう中でも恐らく、そういう分析が可能になってくるかもしれませんし、私ども各府省の活動を横串で共通して見ていく中で、恐らくいろいろ見えてくるものもあろうかと思っておりますので、引き続き今後の課題として、私どものほうでも勉強させていただきたいと思っております。

(岡会長) よろしいですか。

(森田会長代理) もう既にほかの委員の方がたくさんお話になっておりましたので、繰

り返しませんが、まず始めに感想といたしましては、私もこの政策評価審議会、何年かやらせていただいておりますが、数年前に比べると格段の変化があったと感じております。評価というものがあるのかということの認識が広がったとともに、各府省がやはりより良い政策を作るためにこの仕組みを活用するという方向で変わってきたのは、皆さん方の御努力の賜であると思っておりますし、そうした形での発想というものが非常に理解されるようになってきたということは大変大きな成果であったと思っております。その意味で、ただ今、委員の方から御発言がありましたように、こうしたほうがいいのではないかという点もあるかと思いますが、まだ始まってそれほどたっておりませんので、是非この努力は続けていただきたいと思っております。

その上であえて更にその先のことを考えたとき、政策とは何かという哲学的な議論をするつもりはございませんが、社会的にいろいろな危険や課題がある場合に、それを解決するためにどうすればいいかと。その場合には例えば国民の行動や、企業の活動に対する行動変容を求めるような、そうした政府の施策というのが政策だといえますと、いろいろな政策のうち、規制も租税特別措置も、ある意味でつながっている部分があるかと思っております。政策に関する議論、公共政策論などが語るところでは、言わばそうした社会の変化を促すツールとして、一つは行動を規制する規制と、もう一つは経済的なインセンティブ、これはプラスとマイナスとございますが、経済的なインセンティブ。更に言いますと、いろいろな意味での情報発信ですね。その三つが大きな類型になるかと思っております、一つの政策目的を達成するためにどのようにそのツールを組み合わせたらいいかというのはいろいろな可能性があると思っております。

その意味で言いますと、これが規制評価、そしてまた租税特別措置という形で課題を余り限定してしまいますと、これは逆に言いますと、それによって政策の在り方が縛られるのではないかと思います。特に、租税特別措置の場合には、補助金というプラスの経済的インセンティブの仕組みの形を少し変えたものだと思っております、ただ、これが税が規制であるということになりますと、規制緩和と言えないことはない。そういう意味で言いますと、これからは、政策について、ある目的を達成するために様々な行政制度上のツールがどのように使えるかといった発想をもう少し取り入れていただけて、多角的、多面的な政策評価をしていくのが望ましいのではないかと思います。

それが1点目で、2点目は簡単に申し上げますと、亀井委員がおっしゃいましたように、防御的コミュニケーションではありませんが、EBPMという非常に重要なことでありま

して、経験や勘、思いつきでもってこうであるだろうということで政策を作るということは、これは極力回避すべきかと思いますが、エビデンスというものが常に十分に政策を作るために存在しているわけではないと思います。果たしてこの政策のリスクはどのぐらいあるのかという点についてのエビデンスを求める声が国会でもそうですし、多方面で聞かれますし、それはそれで望ましいことだと思いますが、それには限界がある。エビデンスらしく見えるデータだけを積み重ねても、それは必ずしもエビデンスではないということです。

一つはやはりエビデンスのベースになるようなロジックをきちんとする。これは先ほど申し上げました政策、社会システムをどのようにコントロールしていくかということにも関わりますが、そのロジックがあって、そのロジックをきちんと裏づけるような形でのデータというものを集める必要があるだろうということと、もう一つは、今申しましたように、データを集めるということをこれからはしていかなければいけないと思っております。実際、例えば医薬品の安全性に関して言いますと、これは余りデータがないのですが、いろいろと新しい研究や実際に使ってみた結果について綿密にフォローすることによってそこから新しい知見を得て、データを得て、そして行政の政策の在り方というものを変えていく。レギュラトリーサイエンスということになるかもしれませんが、そういうアプローチをやはりしっかり行っていかなければならないと思っております、何でもエビデンスというのが存在して、それを出せば良い政策が作れるというのは、現段階では無理だろうという気がいたします。

(岡会長) 森田委員、ありがとうございました。

何か事務局、ございますか。

(渡邊企画課長・政策評価課長) なかなか難しい宿題を頂いたと思っております。まず1点目の政策については、資料1-1のちょうど6ページにも政策評価と行政事業レビューの関係というものを付けさせていただいておりますが、政策というものは予算や租特、規制の全体を包含するものだと思っております、政策評価制度の中でそれをどのようにトータルに評価していくことができるかというのが重要だろうと思っております。ただ、それが現状できているかということ、なかなか難しい部分もあろうかと思っておりますので、そこは政策評価の中できちんとそこがトータルに評価していけるような方向性で考えてまいりたいと思っております。

それから、エビデンスについては、先ほど亀井先生から次のステップの話もございましたので、その中で森田先生から頂いた御指摘も踏まえて、よくよく考えてまいりたいと思っております。

おります。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、このテーマについては私も一言だけよろしいですか。

今日の冒頭の効果分析事例集の説明を通じ、我々が期待している、あるいは狙っていること、いわゆる各府省の現場が主体的に、主体性を持って自らの政策をより良いものにし、そのためにこの評価を行うこと、より効率的、より効果的な評価制度にしていくことについて、現場の理解が深まったと言えるかどうか分かりませんが、少なくとも理解をいただいているようだと感じました。その事例が幾つか出てきたという意味では大変喜ばしいことであり、まだスタートしたばかりであります。是非この動きを更に促進していただいて、もともと我々が期待している「役に立つ評価制度」にすること、現場に主体性を持たせることを徹底していただきたいと思えます。

それでは、皆様からのいろいろな意見を頂きました。行政評価局におかれましては、今日の議論を踏まえ、引き続きガイドラインの取りまとめ、規制の政策評価の見直しに取り組んでいただきたいと思えます。

それでは、議題2に移ります。議題2は今後実施する行政運営改善調査のテーマ案についてです。事務局からの説明をお願いいたします。

(玉置評価監視官) 担当の評価監視官、玉置です。よろしくをお願いいたします。

生活道路における交通安全対策に関する政策評価の資料、資料2を御覧いただければと思えます。

まず、左側にありますが、道路交通事故の状況です。全国の件数は年々、長期的には減ってきているということで、これは自動車についている安全装置や、通学路における点検活動といったことの成果というか、効果が出てきていて、年々減少していると認識しております。この事故の状況は、交通量の多い幹線道路とあとは人が通勤、通学で歩いたり、自転車で通ったりするような生活道路、幅員の狭い道路ですが、そういう場所で比べてみると、両方とも下がってはいるものの生活道路は下がり度合いが少し小さく見受けられるということや、三つ目に書かせていただいておりますが、G7の国の中で歩行中・自転車乗用の死者数では日本は2番目に高く、まだまだこういったところで対策の取りようがある部分があると認識しております。

実際、ではどのような政策を取られているかということとその下に書かせていただいておりますが、交通安全対策基本法というものがございまして、5か年計画などを立てて取組を

国、地方公共団体レベルでそれぞれ実施しています。今は令和3年度から7年度の第11次交通安全基本計画が定められております。その中でも生活道路における安全確保も重要な視点として位置付けられています。

実際、では現場でどのようなことをやられているかという点、主に二つの法律に基づいて、それぞれ現場では動いています。1つは道路交通法で、都道府県の公安委員会による道路標識等の交通安全施設の整備であり、交通規制になります。あともう一つは、道路法に基づく道路管理者による区画線等の整備などの対策で、これらがあいまって、現場で交通安全対策を取り組まれています。

さっきの幹線道路と生活道路ですが、幹線道路は主に国・県道が中心でして、交通量調査などもされていて、実際どのような対策を取ればいいのかといったものの検討が進められている一方で、生活道路は市区町村道が中心で、交通量の実態把握がなかなか難しい部分があったりするため、どのような形で対策を取っていくかという点を、もっと充実させていく余地のある部分であると認識しております。

2ページ目をお開きください。先ほど言葉で説明したものを実際、絵に描くとこのような感じというものです。国段階、現場段階、それぞれあります。国段階の担当府省としては、警察庁、国土交通省、文部科学省があると認識しております。警察のほうでは、先ほど言いました交通規制で、主に一時停止をする止まれの規制や、最高速度の規制がございます。特に生活道路につきましては、人が多く歩くような道路でして、最高速度規制をかける場合には30キロ規制を原則とするということになっております。その心は、30キロ以上を出すと死亡率が高まるということがございまして、そういったことが進められています。

さらに、最高速度規制については道路にかけていくわけですが、それを道路だけではなくて、その地域全体、例えば学校の地域、商店街の地域といった、面的に全体で速度規制をかけるという取組も進められており、それがここに書いてありますゾーン30というもので、そのような取組が進められています。最近では、速度規制を現実に抑制していくために、ハンブや狭さくといったものを設置して、より効果的な速度抑制対策を取ろうという動きになっています。そういった部分の推進につきましては、下にある国土交通省と警察庁で今、併せて推進をしているということです。

ほかにも、先ほど交通量の調査というのがいろいろありましたが、ビッグデータのようなものを活用していこうという動きも出てきています。ETC2.0を搭載した車両からいろいろなデータを取って、その車の挙動や、急発進、急停止といったものや、交通量のような

ものを含めてデータを取って分析していこうという動きがあります。加えて、通学路の安全点検といったことも進めています。

現場では、それぞれ右側にありますように、先ほど申しましたような公安委員会、道路管理者たる市町村道であれば地方公共団体、また学校・教育委員会の関係者がそれぞれ対応しています。

では実際、交通安全対策にどのように取り組むか。先ほどいろいろ申しましたように、ツールはいろいろあります。先ほど、政策評価もいろいろなツールがあって、それをどのように効果検証していくかという話でしたが、先ほど来の公安委員会における交通規制や道路標識、注意喚起の表示、道路管理者が行う防護柵やカーブミラーといったものをうまく組み合わせて交通事故を減らしていこうということを、現場では頑張っておられると認識しております。

その際に、ではどのようにそれぞれ取り組まれているかというのを、我々、想定しまして、①から⑦のような形で取り組まれているのではないかと認識をしております。事前に地方公共団体などにいろいろ聞いた結果、このような感じかと思っております。

①にありますように、まずは交通事故の発生状況を把握して、どのような事故なのだろうかといったことや、多発箇所はどのような場所にあるのだろうかといったことがあると思います。基本的には事故が起きたら警察のほうで把握しますので、先ほどの道路管理者たる地方公共団体とそのような情報の共有について違いがあるのではないかと考えています。

又は、②のように、そういった事故箇所だけではなくて、今後起きる可能性が高い箇所についてどのように把握しているか、これは職員による日常的な点検もあれば、地域住民からここが危ないといった情報提供もあるかと思えます。こういった把握の体制ややり方にいろいろ違いも出てくるのではないかと考えています。

さらに、③で、そういった先ほどの標識や表示のようなものについては、交通安全施設等の整備にかかるそれぞれの予算の措置の状況にも違いがあるのではないかと考えています。一般的には交通違反者が払う反則金を使ってそれぞれ各都道府県や地方公共団体のほうで、こういった交通安全施設の整備が行われているということが多いです。それ以外には、国の補助金を使ってハンプや狭さを整備したり、ほかにも地方公共団体で単独予算を措置して表示を行ったりという事例も多いかと思えます。そういった点も地方公共団体によっていろいろと違いが出てくるのではないかと、職員の体制などにも違いがあるのではないかと考えています。

ほかにも実際、どこをどのように整備するかといったこともいろいろ違いが出てくるのではないかと考えています。整備する箇所の選定、例えば死亡事故の箇所を優先的に行っていくといった優先づけをしているのか、又は基本的には地域住民の声に応えるのを原則として行っているなど、その地方公共団体によっての考え方の違いもあるのではないかと認識をしております。

さらに言えば、どのようなツールをそこで整備するかということも選択肢はいろいろあると思います。ここの箇所にはこの選択肢でやろうということの判断もそれぞれまた地域ごと違う可能性がございます。

そういったことを含めて、警察と地方公共団体の調整・連携や、地域住民との調整の仕方といったことでもいろいろ対応が変わってくるのではないかとということです。

加えて、ビッグデータの活用もあるかと思います。こういった取組の違いが交通事故の減少にどのような影響を及ぼしているかといったことを、我々としては分析評価をしたいと考えております。

次のページですが、左側に先ほどの図を描かせていただいています。実際生活道路も含めて、交通事故の状況は今、警察庁のほうでオープンデータとして公表がされています。今、4年分、2019年から2022年まで出ております。これは非常に大切な取組で、いろいろなことに分析が使えるツールを載せていただいていると認識しております。そのオープンデータの中では交通事故の発生箇所の緯度経度という情報から始まって、交通事故を起こした方の一番重い責任の方々がどのような年齢層かといったことも分かるようになっていきます。ほかにも信号機の有無や、一時停止規制の有無、最高速度規制の有無といったこともオープンデータ上で分かります。ですので、そういったオープンデータをうまく使って交通安全対策をより効果的なものに、より効率的な運営にしていくことは、今後非常に重要なポイントではないかと考えています。事故発生箇所、生活道路を見てみますと、一時停止規制のある場所ない場所それぞれで起きています。最高速度規制のある場所ない場所、これもそれぞれで起きていて、ここで規制をする、しないというのは、先ほどの規制の話もありましたが、交通量が多い、少ないということで当然規制のかけ方も変わってくると思いますし、費用対効果という点も考えながら行っていく部分もあるかと思います。こういった実際に起きている箇所についての分析で、一つ要素としてはこういった点が着眼点としてはあるのではないかとということです。

また、事故の発生状況には地方公共団体ごとに違いがあるということが、オープンデータ

からも見てとれます。右の青でくくっている部分ですが、例えば人口規模や、自動車保有台数が同程度の地域でも、交通事故の件数に差異があり、多い地域、少ない地域がございます。あとは当然、人口密度が高いと交通事故件数が多くなる可能性があります、そういったD I D（人口集中地区）の面積が同程度の地域においても、交通事故の件数に差異があったりします。加えて4年間データが取れており、この4年間で事故件数が減っている地域が多いのですが、変わっていない、もしくは増えている地域もございます。それは何で起きているのだろうかといった違いもございます。最近ですと、自転車事故が増加している地方公共団体もあります。少し右上に書いていますが、ルールの遵守という基本がある中で、それぞれ対策を取る地方公共団体などにおいて、交通事故の発生状況とその取組についての関係性がどうなっているかを調べるということは、今後の対策の取り方に非常に寄与する部分があるのではないかと考えています。

下の青い部分の白抜き文字で、今回の分析評価の目標、目的を書かせていただいています。さらなる交通事故の減少に向けて、先ほどの取組の違いが交通事故の減少とどのように関係しているか、地方公共団体の規模などに応じて分析評価をし、事故減少率の小さい地方公共団体の課題などの整理もしていこうと考えています。今回実施する政策評価につきましては、次期交通安全基本計画が令和8年度から新たに始まるため、今後その検討作業が始まりますので、そこに寄与していこうと考えています。また、地方公共団体の職員など、担い手もそこまで人材が割けない中で、より効果を上げている取組を横展開していくことや、先ほどのようないろいろなオープンデータを使って分析をすること、ビッグデータ、ETC 2.0の活用といったことも今後の交通安全対策のやり方としては非常に重要になってくるのではないかと思いますので、そういった検討・整理もしていきたいと考えています。

4ページ目で今回の調査のやり方を書いております。オープンデータを基本的には分析しつつ、現場でのヒアリングをしていこうと考えています。オープンデータも先ほど申し上げたように、緯度経度情報が出ていますので、こういうものを地図情報に落としますと、実際どこで起きているか、どこに多発箇所があるか、実際その交差点がどのような交差点なのか、これはグーグルマップなどを見れば、実際職員が現場に行かなくても、どのような箇所にリスクがある交差点なのか、既にどのようなものが設置されているのかといったことも分かります。そのため、うまくこのオープンデータと地図情報システムを活用することによって、職員の方々の交通安全対策の仕事の仕方もより効率的なものにできる可能性を持っているものだと思いますので、我々の今回のやり方をまた地方公共団体のほうにもフ

ードバックしていきたいと考えております。以下には交通安全施設と法定外表示の例や、それぞれ地方公共団体のデータにまちまちな部分があるということを掲載させていただいております。

私からは以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

ただいまの説明に対する御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 御説明ありがとうございます。

うちのゼミ生もちょうどこの警察庁オープンデータを使って論文を書いているので、大変参考にしながら拝読しておりました。

1点、質問になります。この事業に取り組まれることに非常に政策的な意義が高いと思うと同時に、この事業の特徴として、警察庁、国土交通省、現場である地方公共団体の3者、それから一部文部科学省の交通安全の取組などと複数の府省がまたがって行っていることになるかと思えます。今、国の段階における政策ツールなどと生活道路における成果、事故上の交通事故の減少などの効果を見据えて各府省に働きかけるということだと思っておりますが、これが最終的にどこがどのような予算を取るといった形で反映するものになるのかどうか。今、例えば、警察庁にこういう予算をつけているが、それは国土交通省のほうで整備したほうが良いといった、その逆もしかりだと思いますが、要は府省横断的に実施しているもので、政策ツールの何が効くかということに応じて、結局、府省横断で行っている予算の配分に関しては、何らかの示唆を示し得るものなのか、何か少し、その目的、政策の効果を検証すると同時に、それをどのように次の各府省の政策ないし予算に反映させていくのかについての道筋についても、タイミング等も含めて伺えますとありがたいです。

(岡会長) よろしく申し上げます。

(玉置評価監視官) 伊藤委員、ありがとうございます。

先ほど来、交通安全対策についてはそれぞれ関係する機関も複数あり、そしてツールも、規制があったり、予算を使って道路標示をして注意喚起を促しているような取組もしていたり、防護柵を使って、人対車両の交通事故に対して人がはねられない工夫をしていくなど、いろいろなツールが複数重なって取組ができていると思っています。我々の中で、どのような点をうまく、こういう箇所にはこういうやり方というように、なかなかきれいには出てこ

ないかもしれませんが、実際に現場で取り組まれている方の実際の行動と成果を整理して、どういった部分がポイントになるかをまず抽出するということが重要だと思います。必ずしも予算なのかどうか、それは規制なのかかもしれませんし、更に国の情報提供のような、オープンデータは既に始まっていますが、もう少しビッグデータのようなものを活用したりするともっと効果があるのではないかなど、いろいろあると思います。我々が取り組むのはまず分析を行ってみて、現場段階の取組に対して国レベルで何かよりこういったことをすべきだといったものが出てくることであれば、そこについて国の段階でもっとこうすべきといったことにつなげていくことになるのではないかと考えています。現時点で何かこうあるべきというものはまだ見えていないわけではございませんので、これは実際、実地調査をした上で整理をしていきたいと思っています。

(岡会長) ありがとうございます。

 亀井委員、どうぞ。

(亀井委員) ありがとうございました。

先ほど森田先生のお話しされた、政策というのはあらゆる行動にどのようにアクセスをしていくのかという大変基本的な問題提起を伺いながら改めて考えていくと、もしかすると、この今回の分析評価の枠組みの中で欠けている部分が1点あるのではないかと思います。それは何かというと、現在の技術革新の要素です。それは技術革新でいうと、例えば今ドライブレコーダーと保険をセットとしたような商品を守る損害保険会社が出てきました。これは御存じだと思いますが、特にトラックやバスなどビジネス系の事業者に対して展開されており、危険運転をする事業者にはまず警告はするし、保険料も上げますといった形のディスインセンティブの提供をする。この辺りの技術はテレマティクスと言うらしいのですが、テレコミュニケーションとインフォマティクスを組み合わせた形で、要は予防的に保険を機能させようというもので、今非常に技術革新が進んでいると承知しています。今回のお話ですと、まずは次期交通安全基本計画という形で、地方公共団体レベルのほうで反映させていこうという話なのですが、一方で自動車サイドや、そういった自動車を取り巻く各種産業に対して様々なイノベーションを促していくほうが、もしかするとインパクトが大きいのかもしれない。ここは恐らく見極めたほうが良くて、そこを除外するのは非常にもったいないという感じがするものですから、これからせつかく調査・分析をされるのであれば、そこを盛り込んでいただいて、いや、むしろ、例えば自動車でそういう保険についてはより税制優遇しますという政策が生まれるような評価をしていただくと、何か非常に建設的な

評価になるのではないかと考えた次第です。是非御検討いただければと存じます。

(岡会長) ありがとうございます。

(玉置評価監視官) はい。いろいろな声も出てくると思います。まさに委員がおっしゃられたようなもともとのいろいろな安全装置や、ドライブレコーダーなど、ビッグデータも含めたいろいろな取組で交通事故が減少しているという状況があると思いますので、我々も少し視野を広げながら調査を進めていきたいと思っています。

(岡会長) ほかにいかがですか。大橋臨時委員、どうぞ。

(大橋臨時委員) 今、視野を広げながらというふうにおっしゃったのは非常に重要だと思っていて、まずこの行政運営改善調査という、現場に行って、自ら調査するという大変ユニークな取組だと思っていますし、実際に政策の現場に皆さんが出られることで学ぶことは相当あると思うので、そういう意味でこうした調査という形で勉強する機会があるというのは非常に意義があるなと思いました。

だからこそですが、これは恐らく、警察庁が知っていることを上塗りしてももったいないと。今、視野を広げてというのがまさにそうなのですが、警察庁なりから出てこないようなアイデアも、皆さんできるのではないかという感じがします。先ほどの亀井委員の保険の話でいうと、税制優遇と言いましたが、私は生活道路を走るような車に対しては、保険料は上げるといったことなのかと思っていましたが、そういうことであったり、あるいは本当に都市の在り方と考えてみて、海外を御覧になると、恐らく、車を入れないということを行っている地区があるような国もあると思うのですね。そうした考え方だとそもそも事故がないということになるのだと思うのですが、それはそれで利便性に欠くのかもしれませんが、本当は恐らく、都市の在り方の中での議論や、あるいはそういうことが車の所有者に対してどのようなインセンティブを与えるかといった、いろいろな論点の入り口というものがあると思います。データで使える部分、あるいはデータの枠を超えてしまう部分があると思いますが、言わんとするところは安全対策に資する政策評価をするということなので、質的な部分ということかもしれませんが、ある意味これは非常に良い機会なので、発想豊かに実施していただくというのも一つ手だと思いました。

以上です。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございます。

よろしいですか。森田委員。

(森田会長代理) 亀井委員がおっしゃったことに関連するのですが、制限速度を30キロ

以下にするとか、大橋委員が言ったように、進入禁止にする、保険料を上げるというのは、広い意味で言いますと、権利の制限や義務の賦課、行動の制限になるわけですね。これは規制という観点からも議論すべき話かと思うのですが、これは規制だけ切り出しても意味がないということは、先ほど申し上げたことにつながってくると思いますが、それだけ指摘させていただければと思います。

(岡会長) ありがとうございました。

私からも一言よろしいですか。

非常に場違いな話になるかもしれませんが、この資料の中にもありますが、「ルールを守りが基本であります」という言葉に、相当ほっとしています。やはり交通事故を防ぐには1人1人がルールを守るという法令遵守の意識、あるいはもう少し言い方を変えると、気品ということなのかもしれませんが、そういうことで事故は防げるのではないかと。事故が起きたときの実態調査についても、起きた理由を調べるときにどのようなルール違反があったのかという視点で調査の中身を調べていただけたらと。ルール違反はないが事故が起きてしまったという例ももちろんあると思いますが、恐らく、多くのケースはルール違反が絡んでいるのだらうと思っており、事故が起きたルール違反がどのようなルール違反だったのか、そのルール違反がなければ事故が防げたのかという視点は重要と感じています。特に最近、ここにもありますが、自転車や電動キックボードといった移動の手段が増えてきて、余計この問題が大きくなっています。このデータにもありますが、自動車の事故における死亡者数の少なさでは日本はG7でトップなのに、自転車になるとアメリカに次いで2番目に死亡者数が多いというデータもあります。アメリカは相当モラルダウンしていますから納得するのですが、是非ルールというものをこれからの調査の中で少し重きを置いていただいてはどうかということ、意見としてお伝えします。

それでは、時間も少し経過しておりますので、本件につきまして、本日の審議内容を踏まえて、具体の調査設計を進めていただければと思います。

それでは、最後の議題3に移ります。議題3は最近実施した行政運営改善調査の結果についてです。まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(渡邊企画課長・政策評価課長) 資料3ですが、前回6月の政策評価審議会以降に勧告・通知をさせていただいた調査の結果をお配りさせていただいております。資料、5本ほどございますが、かいつまんで御説明をさせていただきますと、まず1ページ目が河川の陸間の管理に関する調査でして、この右の写真にありますような陸間の管理についての現場での

課題について調査をしたものでして、調査結果の主なポイントにございますように、操作員の安全を確保するための必要な規定が明確でないケースが多数見られた、あるいは、地域での要望や利用状況を踏まえた陸閘の廃止等の検討が行われていない事例が見られたものですので、右側にごございますように国土交通省に対して河川管理者に対して必要な対応を取っていただくよう促したものです。

続きまして、7ページ目、一人暮らしの高齢者の見守り活動に関する調査でして、これは高齢者の一人暮らしの方の見守り活動の重要性が増している一方で、コロナ等で対面での見守り活動が制限されているといった状況を踏まえまして、現場での課題について調査をしたものです。調査の結果ですが、地方公共団体の側で地域住民や関係機関との連携協力や、デジタルツールを活用した形で工夫しているといったような事例が見られましたので、そうしたものを事例集として整理するとともに、持続可能な見守り活動としていくための視点を整理いたしまして、厚生労働省に対して地域における持続的な見守り活動に資する取組を引き続き行っていただくよう通知をしたものです。

次が10ページ目、不登校・ひきこもりの子ども支援に関する政策評価ですが、これは背景にございますように、小中学校の不登校児童生徒数が9年連続で増加しているといった状況を踏まえまして、学校等において必要な支援が行われているか実態を調査したものです。児童生徒や保護者にもアンケート調査を実施するといったものを組み合わせて調査をしたものです。主な調査結果ですが、真ん中にごございますように、学校側では相談体制を整備する、公的支援施設の情報を提供する、フォローアップを実施しているといった回答が得られましたが、下の児童生徒・保護者の側にアンケートを取ってみますと、相談しづらい、民間支援施設の情報欲しい、教職員によってフォローアップの対応に差があるといった、学校と利用者側の受け止めにギャップがあるということがございましたので、文部科学省に対して、こうしたギャップを踏まえた支援策の推進を行っていただくよう通知をしたものです。

資料14ページですが、身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査を行ったものです。これは調査の背景といたしまして、家族による支援を受けることが困難なお年寄りを対象に、入院等の際の身元保証や買物等の日常生活の支援、お亡くなりになった後のサービスを行うサポート事業というものが出てきておりまして、今後、需要が高まる見込みである一方、トラブル等も発生しているといった状況が見られることから、消費者保護と事業の健全な発展という両方の観点から全国調査を行ったものです。主な調査

結果ですが、この事業については直接規律・監督する法令・制度等がない中で、下の事業の特徴にありますように、契約の主体が高齢者であること、それから死後のサービスを含むということで、履行の確認がしにくいといったような状況があり、消費者保護の必要性が高いという特徴がある一方で、真ん中の実態の部分ですが、事業者の取組として、重要事項説明書を作成している事業者は少数である、預託金を代表理事の個人名義の口座で管理するといった例が見られたことから、右側にありますように公正な契約手順の確保や、預託金の管理方法のルール化といったような方向性を示しまして、関係する厚生労働省等に必要な対応を取ってもらうよう通知をしたものです。

23ページ、墓地行政に関する調査ですが、これは地方公共団体が経営する公営墓地について調査をしたものでして、管理する者がいなくなった無縁墳墓等が増加している一方で、不十分な管理による支障等の発生実態が不明であるといったことから、現場の実態を調査したものです。公営墓地で無縁墳墓等が発生しているのが調査対象の地方公共団体の6割近くに上っておりまして、公営墓地の荒廃や不法投棄の温床になっている。それから、縁故情報まで把握している地方公共団体も少数であるという状況が見られる一方で、事前に電話番号等まで把握していた地方公共団体も見られた。さらに、無縁改葬を行った後の墓石の取扱いが不明確であって、その取扱いに苦慮している地方公共団体も見られたという課題が見られましたので、縁故者に関する情報は事前に把握している例を提供する、無縁改葬後の墓石の取扱いについて整理をしている例を地方公共団体に提供するといった対応を取っていただくよう厚生労働省に通知をしたものです。

駆け足ですが、以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 例えば資料3-2と3-4と3-5は、どれも高齢化社会の一つのひずみと言いますか、関連して起こるのだろうなという問題だと思います。こういうふうに取り上げていただくことはありがたいことなのですが、これをどのようにインパクトがある形で社会に伝えていくか、恐らくこういう場で資料を見ると非常に問題だと思いつつ、ではこれが一般のニュースや本当に地方公共団体レベルの改善に抜本的につながるかということ、やはりまだまだかと思えます。この結果をどのように生かしていくのかということ、せっかくやられた後の出口戦略も取っていただきたいと思えますし、先ほど説明があったとお

行政がやるべきこともあると思うが、様々な民間で起こっている変化をうまく活用して、民間の力を活用していくような新しい知恵出しというのですか。単純に今、実施している所管の行政のここを改善しなさいというだけではなくて、何かできる知恵がほかにないですかといったことも問いかけていくということは大切かと思いました。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかにどうでしょう。よろしいですか。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。事務局から何か連絡事項はございますか。どうぞ、総務審議官。

(堀江総務審議官) 7月に総務審議官に着任いたしました堀江です。よろしくお願いたします。

御挨拶を兼ねて、御発言をお許しいただければと思います。本日の皆様からの御指摘、我々に対する温かい叱咤激励とありがたく受け止めさせていただいております。是非今後ともよろしくお願いたします。

少し個人的な話も含めまして、お話しさせていただければと思います。私、この7月まで内閣官房の行革事務局におりまして、行政事業レビューの世界でEBPMを導入するという仕事に取り組んでおりました。その中で、先ほどからの御議論にも関係するのですが、約30の事業レビューシートを取り上げて、各府省と、行政評価局の職員にも参加してもらって、それぞれの事業についてどのような目標を設定して、どのように効果を見ていけばいいだろうかということを中心に議論していくというセッションを行っていました。そのときによく議論になりましたのが、やはり行政事業レビューというのは御存じのとおり、予算事業を対象としていて、事業単位ですので、それぞれの効果を考えるときに、この事業だけではなくて、ほかの予算事業とも合わせて全体まとめてみないと効果がよく分からない、あるいは改善の仕方が分からないという話。ほかにも、先ほど御指摘があったように、実はこの政策はほかに税制もあれば規制もあるので、どこの部分がどのように効いているのかということについてもよく見ていかなくてはいけないということでした。ただ、それについては実際の方法論がなかなか思いつかないこともあって、当時、私、行革の立場からはそれはまさに政策評価の課題だと。総務省でよく議論してほしいと行政評価局のほうに話をしておりました。

今、立場が替わりまして、自分で考えなくてはいかんという状況になったわけです。ただ、やはりこの取組のアプローチの仕方はよく考えなければいかんと思っておりまして、と言

いますのは、今、例えば先ほどの資料1－1の世界ですと、まさに予算事業、その中のまたアクティビティというものに着目して議論しております。これは先ほどのより大きな立場から見ていくという意味では必ずしも正しくないかもしれませんが、やはり各府省がまず取っつきやすい点、具体的に考えやすい点から入っていく。それから、アジャイルに進めていくという観点からは、なるべく分かりやすい点から入ったほうが良いということで始めてみました。その一方で、先ほどから御指摘あるとおり、もう少しマクロの視点で政策評価はいかにあるべきかと。それについてもやはり我々、考えていかななくてはいかんと思っています。そういった意味で、今日は拝聴させていただいて感じましたのは、ミクロのレベルでどのようにアジャイルに働きかけていくのかという問題と、もう少しマクロのレベルで政策評価の在り方について、非常に難しい課題ではありますが、その理想を忘れずに、そちらもやはり並行して考えていく。このバランスと進め方について、引き続き御指導をいただければ大変ありがたいと思った次第です。

ありがとうございます。

(岡会長) 総務審議官、ありがとうございました。

以上をもちまして、第35回政策評価審議会と第37回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。本日はお忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございました。

(以上)